

総務課

区長報告第1号 損害賠償（交通）請求控訴事件に係る和解について

1 事故の概要

- (1) 日 時 平成31年2月21日（木） 午前11時00分頃
- (2) 場 所 港区芝浦一丁目9番
- (3) 内 容

区の庁有自転車が、特別区道第829号線道路上を田町駅方面から芝浦一丁目交差点方面へ走行中に、当該道路上において後退により駐車場へ進入しようとしていた普通乗用自動車と衝突しました。

- (4) 車両の主な損傷状況

区の庁有自転車の損傷はありませんでした。

相手方車両は、車体後側（右後部のリヤバンパー擦過痕等）を損傷しました。

2 事件の概要

上記1に記載の事故（以下「本件交通事故」といいます。）により発生した損害について、相手方は、区に対し損害賠償を求めて、令和元年6月3日、東京簡易裁判所に訴訟を提起しました。

令和2年3月19日に言渡しがあった判決を不服として、同月27日、区が東京地方裁判所に提起した控訴事件について、同裁判所から和解勧告がなされたので、和解により控訴事件の解決を図ることとしたものです。

3 各訴訟の概要

- (1) 原審（第1審）について

ア 当事者 原告：個人 被告：港区

イ 判決言渡しの日 令和2年3月19日

ウ 判決の要旨

(ア) 被告は、原告に対し、4万8,683円及びこれに対する平成31年2月21日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(イ) 訴訟費用は、被告の負担とする。

(ウ) この判決は、仮に執行することができる。

エ 裁判所の判断の要旨

本件交通事故は、被告の職員が運転する自転車（以下「被告車両」という。）が運転操作を誤って衝突してきたものと認められ、進路前方の注意義務を怠り、停止中の原告が運転する車両（以下「原告車両」という。）に一方向的に衝突したという過失が認められることから、本件交通事故の過失割合は、原告車両を0、被告車両を100とするのが相当である。

オ 区の対応

区は、原告車両が後進してきたことにより、これを避けようとしたが避けきれず本件交通事故が発生したものであって、被告車両には一切過失がない旨を主張していましたが、上記判決は、区の主張が全面的に認められないものであり、到底受け入れることができない内容のため、控訴しました。

(2) 控訴審（第2審）について

ア 当事者 控訴人：港区 被控訴人：個人

イ 控訴の趣旨

次の判決を求める。

(ア) 原判決を取り消す。

(イ) 被控訴人の請求を棄却する。

(ウ) 訴訟費用は、第一審、第二審とも被控訴人の負担とする。

ウ 控訴日 令和2年3月27日

4 控訴審（第2審）の経緯

- ・控訴 令和2年 3月27日
- ・第1回 10月14日 } 口頭弁論（控訴状・答弁書陳述）
- ・第2回 11月 9日 } 和解勧告
- ・第3回 12月11日 和解（専決処分）

5 和解条項

- (1) 控訴人は、被控訴人に対し、本件解決金として、2万2,129円の支払義務があることを認める。
- (2) 控訴人は、被控訴人に対し、(1)の金員を、令和3年1月12日限り、被控訴人の指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は控訴人の負担とする。
- (3) 被控訴人は、その余の請求を放棄する。
- (4) 控訴人及び被控訴人は、控訴人と被控訴人との間には、本件交通事故に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は、第一審及び第二審を通じて、各自の負担とする。

6 専決処分日（和解締結日）

令和2年12月11日

(別紙)

和 解 条 項

- 1 控訴人は、被控訴人に対し、本件解決金として、2万2129円の支払義務があることを認める。
- 2 控訴人は、被控訴人に対し、前項の金員を、令和3年1月12日限り、被控訴人の指定する下記口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は控訴人の負担とする。

記

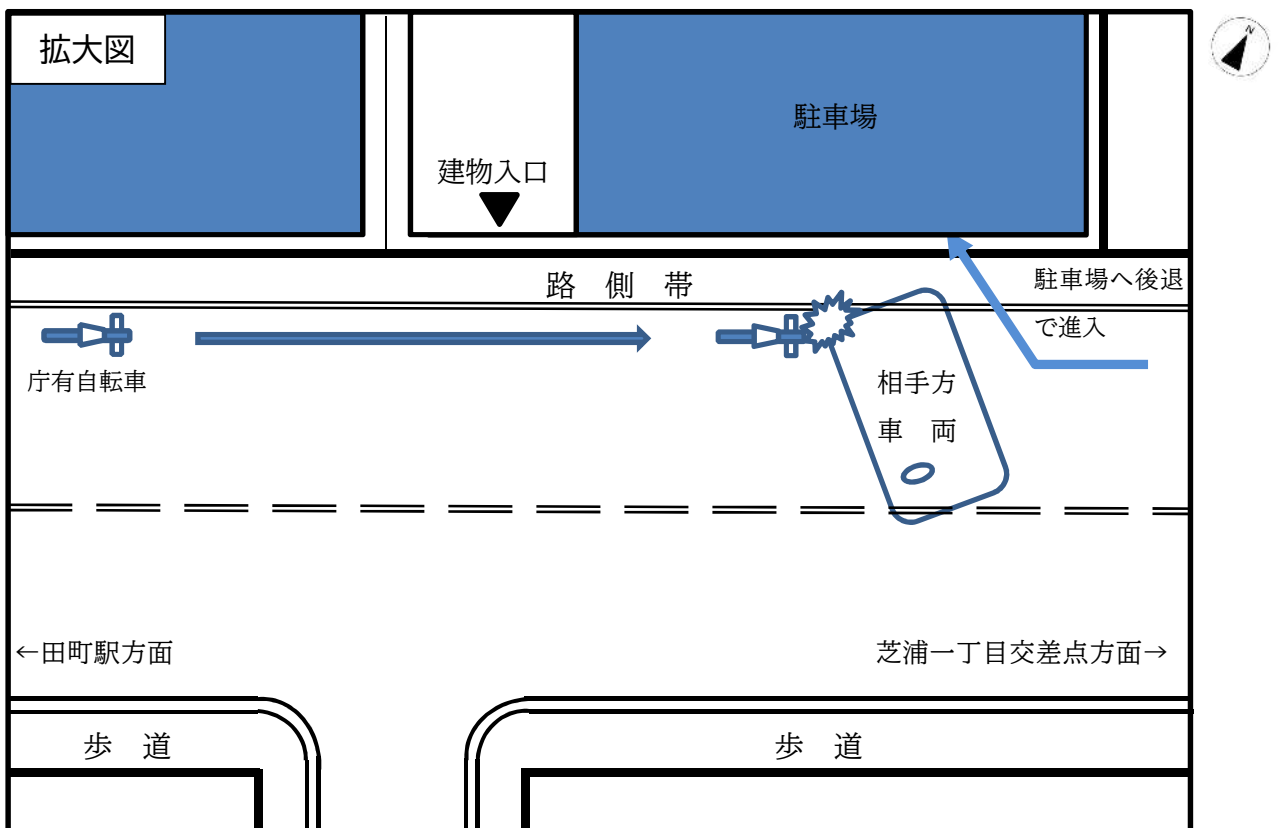


- 3 被控訴人は、その余の請求を放棄する。
- 4 控訴人及び被控訴人は、控訴人と被控訴人との間には、本件交通事故に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 5 訴訟費用は、第一審及び第二審を通じて、各自の負担とする。

以 上



国土地理院の電子地形図（タイル）に事故現場等を追記して掲載



道路幅員 9m74cm~9m78cm (歩道を含む。)

事故現場写真



相手方車両：右後部のリヤバンパー擦過痕等

